

第 3 回検討会を踏まえたガイドライン・契約書 ひな形（案）の作成について

令和 2 年 9 月 2 4 日
事務局

1. 前回検討会での議論

- 前回検討会でのガイドライン・契約書ひな形作成の方向性に関するご意見は、以下の通り。
- **大企業と中小企業がWin-Winの関係となるガイドライン・契約書ひな形作成の重要性**などに言及があった。

ガイドライン・契約書ひな形作成の方向性について

- ガイドラインやひな形を作成後、どのように、どんな方に、使っていただくのか、もう一度整理する必要がある。知財を熟知していない方が使うことを考えると、文章だけで表現したものをそのまま使っていただくのは難しい。原理原則に絞る、あるいは、注意すべきポイントを記載して専門家に相談する点を明確化する、などの工夫が必要。
- 細かいケースを突き詰めてひな型等に反映させると、利用側に一程度の知識・経験が要求されかねない。頼れる専門家がいらないような中小企業でも拠り所にできるものが良いのでは。
- 両者の関係がゼロサムゲームではなくWin-Winの関係となるよう、そして、専門家がいなくても使えるものにする必要がある。
- がちがちのひな形を用意するよりも、ガイドラインに、注意すべきポイントや、自社の技術・知的財産を守るための注意すべき状況といった内容の記載が求められると思います。
- 今回の検討会に大企業が参加している理由として、大企業でも許容可能な、ゼロサムにならないひな形を作る意味もあると思います。ケースバイケースの部分もありますが、最低限許容可能なものに限り、数を減らして、原理原則のシンプルなひな形を詰めていくのが個人的にいいと思います。
- 使い方の注意書きをガイドラインに記載する必要がある。また、注意書きによって契約内容の修正の幅を上手く示せるかが重要。
- 使い方について整理されたひな形の存在はありがたい。



ご指摘事項を踏まえ、事務局で**ガイドライン、契約書ひな形、解説編の3種類**を作成。
その後、3種類の資料について弁護士・弁理士等の委員からアドバイスを頂戴。

2. 弁護士・弁理士等の委員からの御意見、指摘事項

- 弁護士・弁理士等の委員から頂いたご指摘は以下のとおり。
- 「**契約書のひな形に情報を一元化すべき**」「**契約書の使い分けが分かる資料を用意すべき**」などの御意見を頂戴した。

情報の一元化について

■ 解説編に注意事項を書き込むよりは、各ひな形のWordにコメント形式で記載した方が良い。 今回ターゲットとする売上高10億円未満のような中小企業経営者は、別紙となる解説編まで読むか分からない。一冊にまとまっていた方が良いのでは。

■ 中小企業経営者の中には、契約書ひな形だけ読んで使用する人がいるかもしれないので、どの条文でどのような注意すべき点があるかが分かるよう、コメント形式で注意事項等を記載し情報を一元化しておいた方が良い。

■ 契約書の各条項のところに「大企業にこう修正されるかも」等の解説付きを作成すべきでは。解説編に注意事項等の詳細が記載されていても、中小企業経営者は見ない可能性がある。

■ ガイドラインと契約書ひな形がどう対応するか分からないので、対応が分かるよう記載した方が良いのでは。

解説編について

■ 契約書ひな形とガイドラインだけ公表するのでは硬すぎるので、解説編は契約書を読む前段階のパンフレットのな位置づけとして公表すると良い。

契約書の使い分けについて

■ 各契約書の使い分け・場面を意識するようガイドラインに書き込んだ方が良い。 中小企業はどれを使用して良いか分からないのではと思われる。

■ 中小企業がどの契約書を使うべきか判断できるよう、フローチャートのようなものを作成してみてもどうか。



ご指摘事項を踏まえ、事務局にて修正、本日修正案を提示。